

資金自動集中配分サービス利用規定(外貨版 T B A) (2020年3月改定)

- 1.資金集中配分サービス(以下「本サービス」といいます)の利用に際しては、貴行所定の資金集中配分サービス利用依頼書(以下「依頼書」といいます)により振替の種類、振替を依頼する口座、振替日等、口座振替に関する事項を届出します。
- 2.振替を依頼する口座(以下、集中・配分管理を行う本社等の口座を「資金管理口座」、その他支社・支店等の口座を「入出金口座」といいます)からの払戻しに際しては、外貨普通預金規定または外貨当座勘定規定にかかわらず、預金通帳、同払戻請求書の提出等をいたしませんので、貴行所定の方法で処理してください。なお、フランチャイジー等別会社の口座あるいは、資金管理口座と名義またはお届印が異なる口座を入出金口座として本サービスを利用する場合は、当該口座名義人より本書面により届出します。
- 3.資金管理口座および入出金口座の残高が振替指定日に振替要領の金額に満たない場合は、当方に通知することなく当日の振替を取止められても異議ありません。
- 4.振替の取止めは、資金管理口座もしくは入出金口座の名義人のいずれか一方のみの依頼によって取扱われても異議ありません。その場合、一方に対し連絡を省略されても差し支えありません。
- 5.口座振替後、入出金口座あての入出金分については取消が生じた場合、または受入れた証券類が不渡りとなった場合は、資金管理口座から貴行所定の方法で処理してください。なお、不渡りとなった証券類は、入出金口座名義人へ返却してください。
- 6.入出金口座の追加・変更・削除または資金管理口座の変更等がある場合は、その都度貴行所定の書面により届出ます。
- 7.本サービスを解約する場合は、別途貴行所定の書面により届出します。
- 8.本サービスに関する貴行所定の手数料(税抜基本手数料および税抜取扱手数料)および消費税相当額は、依頼書記載の手数料引落口座または資金管理口座から預金口座振替の方法により支払います。この場合、普通預金規定または当座勘定規定にかかわらず、預金通帳、同払戻請求書の提出または当座小切手の振出しはいたしません。
- 9.手数料を金融情勢の変化等により変更する場合、当方に都度連絡することなく変更後の新手数料を徴求されても異議ありません。

10.振替（含む手数料の引落）の都度の通知および領収書の発行は省略されても差し支えありません。

11.貴行が本依頼書の変更が必要であると判断した場合には、貴行ホームページへの掲載等、その他相当の方法で当方に変更内容を公表することにより、本依頼書の内容を変更し、変更後の本依頼書は公表の際に定める1週間以上の相当な期間を経過した日から適用されても異議ありません。当方は、公表された内容に同意しない場合には、公表の際に定める、1週間以上の貴行が相当と認める期間内にその旨を貴行に通知するものとし、当方がこの変更にご同意しない旨を通知しない場合には、貴行が変更にご同意があったものとみなして差し支えありません。また、当方が変更にご同意しない旨の通知を行った場合は、事前に通知することなく貴行にこの取扱を解約されても異議ありません。

12.本サービスの申込みおよび本サービスの利用にあたり、事前に貴行ホームページに掲載された最新の内容を確認します。

13.貴行が必要と認める以下のような理由が当方に生じた場合は、当方に何ら通知催告等を行うことなくこの取扱を解約されても異議ありません。

- (1)貴行に支払うべき本サービスの手数料を2ヶ月連続して支払わなかったとき。
- (2)支払の停止または破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算開始の申立があったとき。
- (3)手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
- (4)住所変更の届け出を怠るなどにより、貴行において当方の住所が不明になったとき。
- (5)1年以上にわたり本サービスの利用がないとき。
- (6)貴行との取引約定違反、あるいは貴行が本サービスの提供に影響を与える法令・規制等の制定・変更等、貴行が本サービス中止を必要とする相当の事由が生じたとき。

14.本サービスの契約期間は、サービス開始から起算して1年間とし、当方より特に申し出のない限り、契約期間満了の日から更に1年間継続するものとします。継続後も同様とします。

15.本依頼書に規定しない事項については、外貨預金規定、外貨当座勘定借越約定書、外国送金取引規定等の規定を準用するものとします。

16.本サービス利用について紛議が生じても、当方が責任を負い貴行にはご迷惑をおかけしません。

以 上